

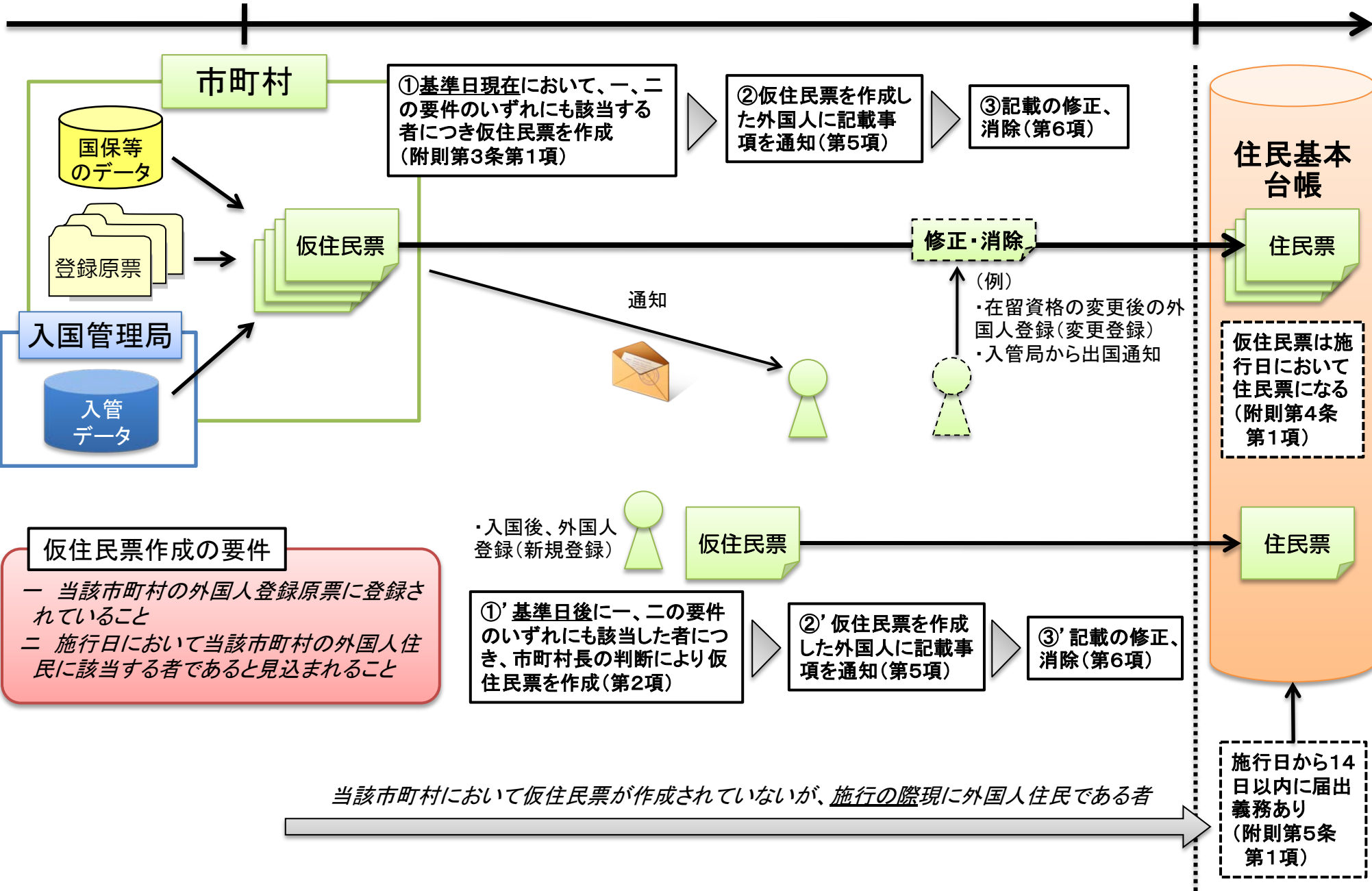
# 資料 1 - ①

仮住民票の作成等に  
係る流れについて

# 外国人住民に係る住民票への移行措置

基準日

施行日



## 仮住民票作成の要件

- 一 当該市町村の外国人登録原票に登録されていること
- 二 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること

当該市町村において仮住民票が作成されていないが、施行の際現に外国人住民である者

# 仮住民票の記載事項の正確性確保について

## 課題と考え方

- 仮住民票は、外国人登録原票や各種行政事務の情報、法務大臣から提供を受けた情報に基づき作成する（附則第3条第3項）。
- しかし、市町村が保有する外国人登録原票の情報について、必ずしも正確でない場合がある。

【参考】「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書 p.5

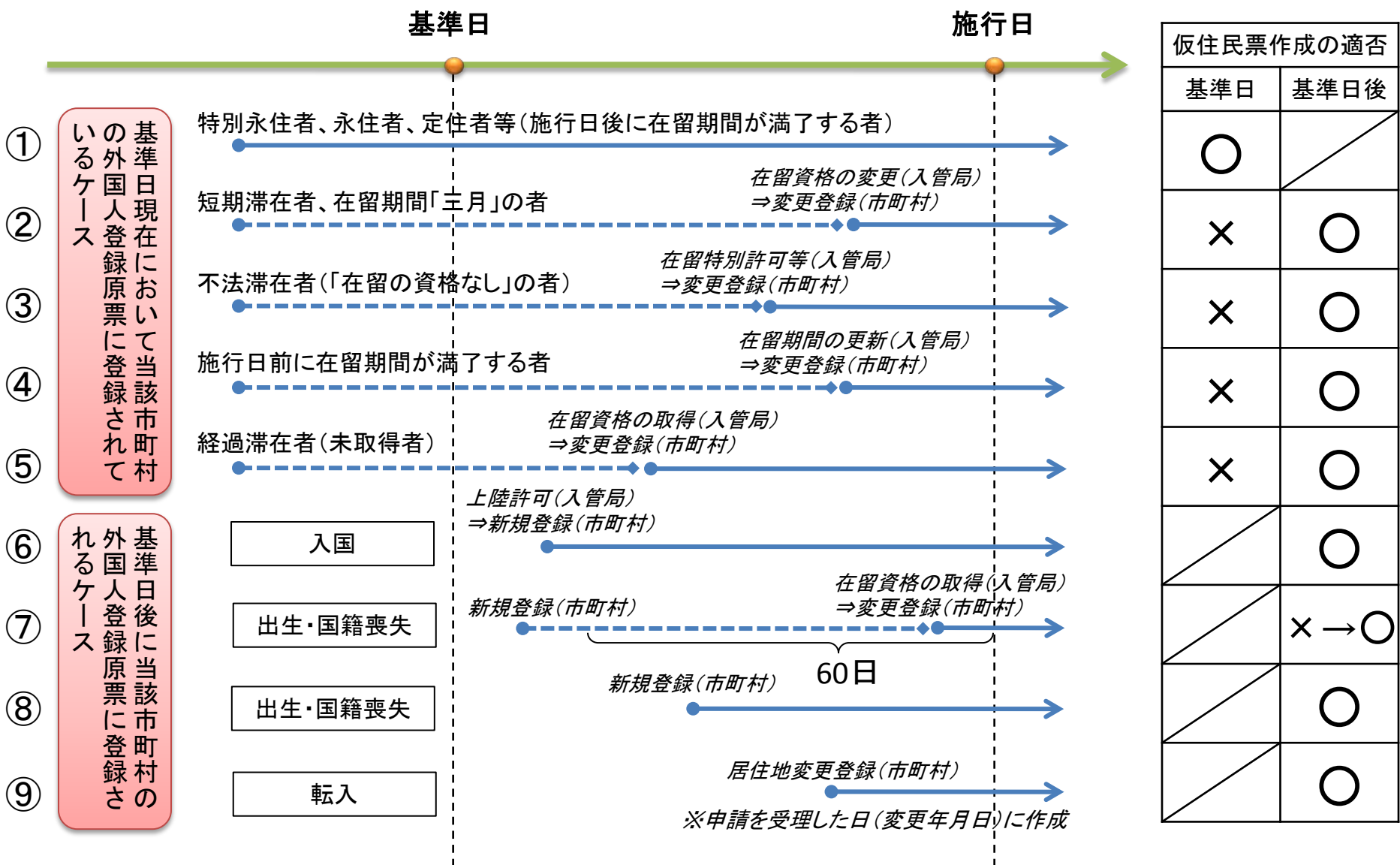
「現在、外国人住民に関する情報は入管法及び外登法により法務省と市町村で二元的に把握しているが、法務省との情報の連携が十分に行われていないため、例えば、外国人住民の出国情報について郵送で送られタイムラグが生じたり、在留資格の変更・在留期間の更新といった情報についても、外国人住民が改めて市町村に変更登録申請しない場合には、当該外国人住民の住所地市町村において把握することができないといった問題がある。」

- 一方、入国管理局は、市町村からの報告（外登法第16条など）により外国人登録の情報を事後的・間接的に把握しているところ、当該情報についても、必ずしも正確でない場合がある。

（例）市町村からの変更登録報告書の報告漏れにより、正確な居住情報を保有していない場合がある。

- ① 住民の居住関係の公証その他住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳制度の目的を踏まえ、仮住民票及び住民票の記載事項の正確性を確保すること、
- ② 住基法第30条の50や入管法第19条の7などの規定に基づく法務大臣と市町村長との情報のやりとりを円滑に行うため、市町村が保有する住民票データと入国管理局が保有する入管データの同一性を確保すること、
- ③ 現行制度から新制度への円滑な移行を図ること、  
から、現行制度上及び移行作業の過程で、様々な措置を講じていく必要があるのではないか。

# 仮住民票を作成する対象者の基本的な考え方について



仮住民票作成の適否	
基準日	基準日後
○	△
×	○
×	○
×	○
×	○
△	○
△	× → ○
△	○
△	○

※ 仮住民票を作成した者について、死亡、帰化・国籍取得、出国等により、施行日において外国人住民に該当すると見込まれなくなった場合は、当該仮住民票を消除する。

# 仮住民票を作成する対象者の判断に係る課題について

## 外国人住民区分

(住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者)

## 外国人登録原票の「在留の資格」等

(外登法第4条第13号に規定する在留の資格)

対象者

中長期在留者



入管法に定める在留資格

(例) 「永住者」「定住者」「留学」「教授」など

※ 在留期間が「三月」を超える者に限る

特別永住者



「特別永住者」

一時庇護許可者  
仮滞在許可者



(一時庇護許可者) 「一時庇護上陸許可」

※ 「在留の資格」には該当しないが便宜上記載

(仮滞在許可者) 登録原票上判明しない

出生による経過滞在者  
国籍喪失による経過滞在者



「在留の資格」欄は斜線表示

※ 登録原票の作成年月日・作成事由欄に、「出生(日本国籍離脱)により申請受理」との記載あり

対象外

不法滞在者




「在留の資格なし」

短期滞在者  
在留期間「三月」以下の者



入管法に定める在留資格

(例) 「短期滞在」「興行(三月又は十五日)」など

- 
- ① 「仮滞在許可者」であるか否かは登録原票上判明しないこと、
  - ② 登録原票に記載されている「在留の資格」等が最新とは限らないこと、
- 等を踏まえ、最新の在留資格、在留期間等の情報について、法務大臣から提供を受ける必要があるのではないか。

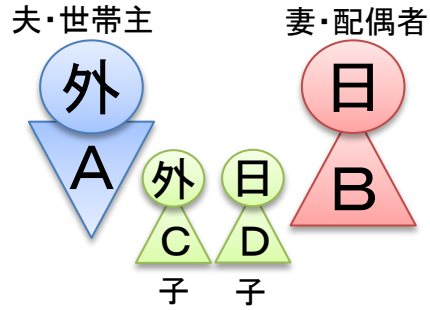
# 仮住民票の記載事項と情報入手元（案）について

	記載事項	情報入手元（案）
①	氏名	原則として、外国人登録原票に記載された氏名情報等
②	出生の年月日	
③	男女の別	
④	国籍等	
⑤	(世帯主)世帯主である旨 (世帯員)世帯主の氏名及び世帯主との続柄	
⑥	住所 (転居をした者)その住所を定めた年月日	住所：外国人登録原票に記載された住所情報 転居年月日：外国人登録原票に記載された新居住地に移転した年月日 (変更登録欄にかっこ書き)
⑦	(転入をした者)その住所を定めた旨の届出の年月日 及び従前の住所 (出生等により職権で住民票の記載をした者)その年月日	転入届出年月日：外国人登録原票に記載された居住地変更登録の申請 年月日(変更登録欄の年月日欄の日付) 従前の住所：外国人登録原票に記載された変更前の居住地 職権記載の年月日：外国人登録原票に記載された登録の年月日
⑧	国保等の資格に関する事項等	国保等の記録(資格取得年月日等)
⑨	在留カードの番号、特別永住者証明書の番号	外国人登録原票に記載された登録番号(予定)
⑩	中長期在留者等である旨	原則として、法務大臣から事前に提供を受けた在留資格等の情報
⑪	在留資格(中長期在留者)	
⑫	在留期間、上陸期間、仮滞在期間	
⑬	(中長期在留者)在留期間の満了の日	

※ 仮住民票の作成に関し、①～④、⑨～⑬の情報について、法務大臣に提供を求める場合もある(附則第3条第3項、第4項)。

# 複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について①

## <ケース1(世帯主が外国人の場合)>



### 住民票(住基法)

<p><b>B</b></p> <p>(世帯主の氏名) B (世帯主との続柄) 本人</p> <p>(備考) A・・・「事実上の世帯主」 C・・・「子」</p>	<p><b>D</b></p> <p>(世帯主の氏名) B (世帯主との続柄) 子</p> <p>(備考) A・・・「事実上の世帯主」</p>
--	---

※備考として記載しているかどうかは市町村の取扱いによる。

### 外国人登録原票(外登法)

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人 (世帯構成員) B・・・「妻」(日本) C・・・「子」(外国) D・・・「子」(日本)</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

### 仮住民票の作成

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

### 住民票になる

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

### 住民票の記載の修正

<p><b>B</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p> <p><i>備考情報の削除</i></p>	<p><b>D</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p> <p><i>備考情報の削除</i></p>
---	---

※必要に応じて、仮住民票の通知の際に、住民票の記載の修正がある旨付記するか。

基準日

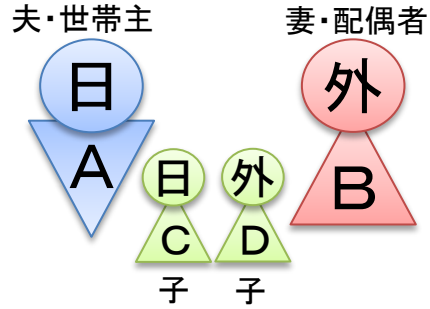
外国人A・Cの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

施行日

日本人B・Dの世帯情報を修正し、A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。

# 複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について②

## <ケース2(世帯主が日本人の場合)>



### 住民票(住基法)

<p>A (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p> <p>(備考) B・・・「妻」 D・・・「子」</p>	<p>C (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

※備考として記載しているかどうかは市町村の取扱いによる。

### 外国人登録原票(外登法)

<p>B (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p> <p>※ 世帯構成員欄は、世帯主の場合にのみ記載されるため、この場合は、Cは外国人登録原票には記載されず、世帯全員を把握するには住民票との突合が必要</p>	<p>D (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子*</p>
--	--

\*例えば、婚姻の際に養子縁組をしている場合

### 仮住民票の作成

<p>B (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p>	<p>D (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
---	---

### 住民票の記載の修正不要

<p>A (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p> <p><i>備考情報の削除</i></p>	<p>C (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

### 住民票になる

<p>B (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p>	<p>D (世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
---	---

基準日

外国人B・Dの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

施行日

A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。(日本人A・Cの世帯情報の修正不要)



# 複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について③

## まとめ

- 複数国籍世帯においても、仮住民票への世帯情報（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）の記載は、原則として外国人登録原票に記載された世帯情報に基づいて行う。
- この場合、日本人の世帯構成員に係る住民票との突合により、世帯構成に齟齬が生じないか確認する必要がある。
  - ① 世帯主が外国人の場合、外国人登録原票に記載された世帯構成員情報や、住民票の備考欄の「事実上の世帯主」記載等の有無を参照し、当該住民票に記載された世帯情報を変更する必要があるか否かを確認する。  
(→必要な場合は施行日に当該住民票の世帯情報を職権修正)  
※ 婚姻関係・親子関係の存在を、念のため戸籍等で確認することが適当である。
  - ② 世帯主が日本人の場合、外国人登録原票にすでに日本人世帯主が記載されていることから、住民票に記載された世帯情報を変更する必要はない。
- ただし、下記の例のように、明らかに外国人登録原票に記載された事項に疑義がある場合は、その他の情報による確認や実態を把握した上で、個別判断により記載する。
  - ※ (世帯員) 世帯主として記録されている者について、当該市町村の住民票や外国人登録原票が存在しない(消除、閉鎖されている)場合
  - ※ 国民健康保険等各種行政事務の記録による世帯情報と明らかに異なる場合

# 仮住民票の作成・修正等の流れ（作成後フロー）

（宛所不明で通知が返送された場合）  
居住実態がないと判断した場合に、仮住民票を削除

仮住民票作成

本人へ通知

当該通知が届いたか

Yes

本人から修正の申出があるか

Yes

No

※通知事項に誤りがある場合と、基準日後に変更が生じた場合の2通りある。

（世帯情報に誤りがあった場合、住所を移した場合など）  
外国人登録（変更登録）とともに、仮住民票の修正

（死亡、帰化、単純出国などの場合）  
登録原票の閉鎖にあわせて、仮住民票を削除  
（他市町村へ転出した場合）  
登録原票の送付にあわせて、仮住民票を削除  
（国保等へ加入した場合）  
国保等の手続を行った際に、仮住民票の修正

その他修正等の事由が生じたか

Yes

No

修正不要（当該仮住民票はそのまま  
施行日に住民票になる）

# 仮住民票の作成・修正等の流れ（全体イメージ）

基準日

施行日

現行制度  
における  
正確性向上

仮住民票  
作成準備

仮住民票  
作成  
（基準日）

仮住民票  
作成  
（基準日後）

仮住民票  
記載事項  
の本人通知

仮住民票の  
修正・消除

住民票  
への移行

・ 居住実態がない外国人に係る登録原票について、積極的に入管局へ閉鎖照会を行う。

・ 在留資格の変更等のあとの外国人登録（変更登録）の周知や、変更登録に係る市町村からの報告の徹底など、保有情報のかい離の解消を図る。

・ 在留資格、在留期間等について、正確な情報を入管局から市町村に提供する。

・ 当該市町村の外国人登録原票に登録されている外国人のうち、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれるか否かの判断を行う。

→ 入管局から提供を受けた左記情報も活用する。

・ 複数国籍世帯の記録を確認し、施行後の世帯主は誰になるか、日本人の住民票の世帯情報を修正する必要があるかを確認する。

・ 外国人登録原票に記載されている事項、法務大臣から情報提供を受けた事項、外国保等の各種行政事務に係る事項に基づき、仮住民票を作成する。

・ 仮住民票の作成に関し、左記情報提供を受けていない者に係る在留資格等について、必要に応じて法務大臣に情報提供を求める。

・ 基準日後の入国による新規登録、居住地変更登録等によって、当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった者について、仮住民票を作成する。

・ 作成した仮住民票を本人に通知する。

→ 通知が宛所不明で返送され、居住実態がないと判断した場合は、当該仮住民票を消除する。

・ 仮住民票の記載事項に変更があった場合、又は誤りがある場合、当該仮住民票の記載の修正を行う。

→ 外国人登録の変更登録申請を受けた上で、仮住民票を修正する。

・ 死亡、帰化、転出等により、当該市町村の外国人住民と見込まれなくなった場合は、仮住民票の消除を行う。

・ 仮住民票は住民票に移行する。

・ 当該住民票には、「外国人住民となった年月日」に代えて施行日を記載する。

・ 複数国籍世帯の日本人の住民票の世帯情報を修正する。

→ 備考の「事実上の世帯主」も削除する。